

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	募集要項	9	3			提案価格の低入札	提案上限価格は設定されていますが、提案価格が著しく低入れであった場合調査基準価格等の設定はされているのでしょうか。	プロポーザル(上限価格を設定したうえで提案を求め、随意契約を行う)であり、入札ではないため、最低制限価格の設定はありません。
2	募集要項	17	4			配置技術者	配置技術者を交代する場合に、配置技術者の実績については、事業受注後の実績は認められるのでしょうか。	配置技術者を交代する場合の実績については、平成22(2010)年4月1日からSPCと工事(業務)企業の契約年度の前年度までに完了した工事(業務)を対象とします。
3	募集要項	25	別紙1			契約スキーム図	SPCからコンソーシアム構成企業や受託・請負企業への発注金額は、SPCがこれらの企業と協議の上、適正な金額とすることでの良いでしょうか	ご認識のとおりです。
4	要求水準書	9	第2	4		表一3 業務範囲、役割分担	ここでの長崎県の担当部署は本庁土木部道路維持課で良いのでしょうか。また、現場部署の振興局や土木維持管理事務所とは、この事業の関りはどの様にお考えでしょうか	本事業の担当部署は本庁土木部道路維持課となります。各振興局や維持管理事務所とは必要に応じ、協議等を実施していただくことがあります。
5	要求水準書	12	第2	4		表一3 業務範囲、役割分担	長崎県の担当部署は、補修工事の実施にあたって、施工計画書の照査はされているのでしょうか。されている場合には、その業務をSPCで実施するのでしょうか。その業務は、工事管理業務か、マネジメント業務か、それとも双方か、任意でしょうか。特に安全管理から気になるところです	施工計画書の照査等は、事業者の責任のもと実施してください。また、どの業務で実施するかは事業者において決定してください。なお、業務計画書(施工計画書)は、要求水準書P37記載のとおり、県へ提出していただくこととしております。
6	要求水準書	22	第5	1	1)	維持補修業務 基本事項 一般事項	本事項は「道路法」第42条の「道路の維持又は修繕」における作業の一部を発注するものであり、24時間・365日の管理は不要と判断しておりますが、その理解は正しいでしょうか?	ご認識のとおりです。
7	要求水準書	24	第5	2	2)	業務の実施概要	令和7年11月21日の質問回答書において、大島大橋で4件/年、伊王島大橋3件/年を想定していると回答されていますが、募集要項P9 3提案上限価格に費用は計上されているのでしょうか。	計上しています。
8	要求水準書	24	第5	2	2)	①業務の再委託を行う場合	①のアの複数社見積もりは、「2 路面、道路工作物等の保守及び応急措置業務」及び「機械電気保守・点検業務」のみに適用されると考えてよいでしょうか。その場合、県に見積もり比較を報告する必要があるのでしょうか。	「要求水準書 第5 維持保守業務 2 路面、道路工作物等の保守及び応急措置業務」に適用します。見積比較の報告は、都度必要ではありませんが、県から提示を求めることがあります。
9	要求水準書	24	第5	3		機械電気保守・点検業務	伊王島大橋の照明設備及び監視設備について、維持管理要領書等に設置位置、図面がありません。また、点検頻度、点検内容についても記載がないため、その資料について資料を開示していただけないでしょうか。その点検について、上限価格に含まれているのでしょうか。	「要求水準書添付資料⑧ 電気・機械設備関係書類追加資料」参照。 点検者が「事業者」と記載している施設点検について、費用を計上しております。
10	要求水準書	24	第5	3		機械電気保守・点検業務	大島大橋の監視設備については、数年前設備更新しているため、維持管理要領書記載分とは違うものが入っています。更新した設備の図面及び資料を開示していただけないでしょうか。その点検について、上限価格に含まれているのでしょうか。その価格が含まれている場合、更新された設備と点検内容が違う場合は、変更の対象となるのでしょうか。	「要求水準書添付資料⑧ 電気・機械設備関係書類追加資料」参照。 点検者が「事業者」と記載している施設点検について、費用を計上しております。
11	要求水準書	24	第5	3		機械電気保守・点検業務	大島大橋の塔内エレベーターについて、法律上月例点検を行うことになっていますが、特記仕様書では年次点検のみの記載となっています。上限価格については、月1回の自主点検の費用は含まれているのでしょうか。費用が含まれてなく、提案でない場合は、変更の対象となるのでしょうか。	「要求水準書添付資料⑧ 電気・機械設備関係書類追加資料」参照。 点検者が「事業者」と記載している施設点検について、費用を計上しております。
12	要求水準書	24	第5	3		機械電気保守・点検業務	大島大橋、伊王島大橋とも、機械電気保守点検において、維持管理要領書のどの項目が上限価格に含まれているのかを提示願います。	「要求水準書添付資料⑧ 電気・機械設備関係書類追加資料」参照。 点検者が「事業者」と記載している施設点検について、費用を計上しております。
13	要求水準書	24	第5	3	1)	機械電気保守・点検業務	伊王島大橋の照明設備及び監視設備の資料が要求水準書添付資料の添付資料⑧及び添付資料⑨にもありません。資料及び点検頻度をご教示願います。また、点検費用については上限価格に含まれているのでしょうか。	「要求水準書添付資料⑧ 電気・機械設備関係書類追加資料」参照。 点検者が「事業者」と記載している施設点検について、費用を計上しております。
14	要求水準書	24	第5	3	1)	機械電気保守・点検業務	受電設備、照明設備、監視設備の保守点検の特記仕様書等の資料が添付資料の中にありませんが、ご提示いただけるのでしょうか。また、この項目について上限価格に含まれているのでしょうか。	「要求水準書添付資料⑧ 電気・機械設備関係書類追加資料」参照。 点検者が「事業者」と記載している施設点検について、費用を計上しております。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
15	要求水準書	24	第5	3	1)	機械電気保守・点検業務	電気設備は法定点検のみ実施とのことでしたが、機械設備(塔内エレベーター、主桁検査車)も同様に法定点検のみ実施されているのでしょうか、点検内容の詳細をお教えください	「要求水準書添付資料⑧ 電気・機械設備関係書類追加資料」参照。 点検者が「事業者」と記載している施設点検について、費用を計上しております。
16	要求水準書	24	第5	3	1)	機械電気保守・点検業務	機械電気設備の日常的な点検について、どのように実施されているのかお教えください。	「要求水準書添付資料⑧ 電気・機械設備関係書類追加資料」参照。 点検者が「事業者」と記載している施設点検について、費用を計上しております。
17	要求水準書	24	第5	3	1)	機械電気保守・点検業務	大島大橋の航路標識灯について、維持管理要領書には2年周期で機器交換となっていますが、その費用については上限価格に含まれているのでしょうか。また、提案でない場合は、追加変更の対象となるのでしょうか。	機器交換費用については計上していません。毎年の点検により交換が必要となった場合は協議のうえ、契約変更の対象とします。
18	要求水準書	24	第5	3	1)	機械電気保守・点検業務	大島大橋・伊王島大橋の保守点検については、1回/年に海上保安庁殿の立会による保安検査が行われますが、事業者から県への連絡をしてから、県から海上保安庁への連絡となるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	要求水準書	24	第5	3	1)	機械電気保守・点検業務	各器具等の交換をその都度行うのですが、提案をしてない場合で、1件で100万未満の場合は事業者負担で交換するのでしょうか。または、総額で100万を超えた時点で追加協議を行うこととなるのでしょうか。機器等の大部分が100万未満になると考えます。	仮契約書(案)別紙4-1のとおり、会計年度ごとに、実施数量(実績)に応じた金額を支払います。
20	要求水準書	30	第6	4	2)	異常時点検業務	異常時が発生してから現場に駆け付けるまでの時間の上限はあるのでしょうか？	時間の上限はありませんが、速やかに対応いただくこととなります。
21	要求水準書	30	第6	5		計画修繕工事以外の修繕等の提案	県に提出された提案書の内容が採択された場合は、事業者がこの提案書の作成に要した費用は事業契約の範囲外であり、追加契約となる、と理解してよいのでしょうか？	提案は任意であり、提案書の作成に要した費用を県が負担することは想定していません。
22	要求水準書	36	第8	2	1)	計画修繕工事以外の修繕に対する設計	県に提出された修繕工事の内容が採択された場合は、事業者が補修設計業務に要した費用は事業契約の範囲外であり、追加契約となる、と理解してよいのでしょうか？	ご認識のとおりです。
23	要求水準書	40	第9	1	7)	交通誘導員	交通誘導員は、3名/日となっていますが、各工種の施工日数を算出して計上されていると考えてよろしいでしょうか。また、交通誘導員は使用した分を実費で精算されると考えてよろしいでしょうか。	■性能発注・プロポーザルの考え方について 県が業務・工事ごとの仕様や各種歩掛等を設定して行う入札とは異なり、点検・設計・施工等の複数業務を性能規定でプロポーザル発注する事業であるため、安全対策費や、足場などの仮設費に関して実費精算を行うことはありません。上限価格の範囲内で、品質・コストのバランスが取れた内容を事業者側で提案することになります。 ■契約変更の扱いについて 費用の増減については、数量の変更は契約変更の対象となります。提案内容の変更は原則、認められません。しかし、契約後、新たな損傷等が発見された場合、提案の工法等では要求水準を満たすことが不可能となった場合は、提案の変更も含めて契約変更の対象とする場合もあります。
24	要求水準書	42	第9	2	1)	歩道補修工事	歩道補修工事において、数量は記載されていますが具体的に実施する項目が不明です。要求水準書添付資料③ 設計委託成果報告書の中にも記載がないため、どのような施工をするかご教示願います。	過年度の点検結果に基づき、事業者において提案してください。
25	要求水準書	42	第9	2	1)	伸縮装置取替	1P、4Pの伸縮装置取替が一般土木の工種となっていますが、鋼構造で行うべきであると考えます。この場合は、工事企業(鋼構造)で請け負ってもよろしいのでしょうか。また、工事企業(一般土木)の要件にあった企業及び配置技術者を専任する必要があります。	どの企業で実施するかは事業者の判断によります。配置技術者の選任については、要求水準書P39に示す技術者の専任のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
26	要求水準書添付資料③ 設計委託報告書					計画修繕の内容変更	<p>計画修繕については、設計委託報告書に記載内容に基づき、費用を見積もることとしております。 契約後にSPCの現地精査により計画修繕が先送りした方がLCCを抑えられるとの判断に至った場合に、その費用を別の修繕に振り替えるなどの見直しは可能でしょうか。また、業務効率化のための新たなシステムの導入や技術開発に充当することは可能でしょうか。 提案事項についての費用の増減の扱いは、契約後の扱いで良いでしょうか？</p>	<p>要求水準書P42表-13に示す計画修繕工事は、過年度に県が実施した設計業務の成果に基づくものであり、事業者はこの内容を踏まえるとともに、維持管理の品質向上とライフサイクルコストの縮減の観点から、最適な内容や実施方法を提案してください。要求水準を満たすために必要な対策であれば提案可能です。</p> <p>■性能発注・プロポーザルの考え方について 県が業務・工事ごとの仕様や各種歩掛等を設定して行う入札とは異なり、点検・設計・施工等の複数業務を性能規定でプロポーザル発注する事業であるため、安全対策費や、足場などの仮設費に関して実費精算を行うことはありません。上限価格の範囲内で、品質・コストのバランスが取れた内容を事業者側で提案することとなります。</p> <p>■契約変更の扱いについて 費用の増減については、数量の変更は契約変更の対象となりますか、提案内容の変更は原則、認められません。しかし、契約後、新たな損傷等が発見された場合で、提案の工法等では要求水準を満たすことが不可能となった場合は、提案の変更も含めて契約変更の対象とする場合もあります。</p>
27	事業者選定基準	3	第2	2	(4)	価格審査	<p>提案時点では、未確定な項目が多数あること、提案内容の実施可否は未定であることから、詳細な見積価格を提示できる段階ではない。そのため、あくまで提示資料内容から想定できる範囲で見積もった内容で概算工事費を算出することとし、必ずしも提案内容を全て反映した内容でなくてもよいという認識で良いか。(別途見積が必要な項目は提案書でわかるように明記しておくことで良いか?)</p>	<p>公表している要求水準書及び要求水準書添付資料に基づき、要求水準を満たすために必要な対策を提案してください。</p> <p>■性能発注・プロポーザルの考え方について 県が業務・工事ごとの仕様や各種歩掛等を設定して行う入札とは異なり、点検・設計・施工等の複数業務を性能規定でプロポーザル発注する事業であるため、安全対策費や、足場などの仮設費に関して実費精算を行うことはありません。上限価格の範囲内で、品質・コストのバランスが取れた内容を事業者側で提案することとなります。</p> <p>■契約変更の扱いについて 費用の増減については、数量の変更は契約変更の対象となりますか、提案内容の変更は原則、認められません。しかし、契約後、新たな損傷等が発見された場合で、提案の工法等では要求水準を満たすことが不可能となった場合は、提案の変更も含めて契約変更の対象とする場合もあります。</p>
28	事業者選定基準	4	第3	1		審査における配点	低入札の場合、価格審査の評価が高くなる可能性がありますが、低入札調査実施などはあるのでしょうか。提案の内容や実施手順等の実現性の評価において、見積価格を反映した審査はなされるのでしょうか。	プロポーザル(上限価格を設定したうえで提案を求め、随意契約を行う)であり、入札ではないため、最低制限価格の設定はありません。
29	事業者選定基準	4	第3	2		各審査項目の内訳と審査基準	提案書において、図表の作成に関して何も記載されていない。必要に応じて、図表を指定枚数の頁内に配置し、大きさ等については任意とすることで良いか？	ご認識のとおりです。
30	事業者選定基準	4	第3	2		各審査項目の内訳と審査基準	事業を効果的にするための全体工程の提案があるが、例えば定期点検を前倒しで実施するなどの対応が考えられる。逆に点検の間隔を5年以上とすることも考えられるが、点検要領上は5年毎とされているため、5年を超えて定期点検の間隔を延長することは不可という認識で良いか？	ご認識のとおりです。
31	事業者選定基準	4	第3	2		各審査項目の内訳と審査基準	一部の橋梁には、監視カメラ・風向風速計等が設置されているが、事業着手後には、それらの情報は提供されるのか。維持管理の効率化のため、新たにカメラや加速度計などの機器類の設置が可能なのか、また、設置できることを前提として提案書を作成してもよいか。	監視カメラ等の提供は可能です。維持管理の効率化に資する機器等の設置については、橋梁本体の機能等に影響を与えないのであれば、提案可能です。
32	事業者選定基準	5	第3	2	(1)	耐震照査・補強設計時の解析モデル	対象橋梁について、耐震照査や補強設計を実施した時にファイバーモデルを構築しましたでしょうか。構築しているとすれば、そのモデルの使用は可能でしょうか。	構築しているものについては、契約後提供します。
33	事業者選定基準	5	第3	2	(2)	大島大橋1A背面スペース	大島大橋A1背面にある非常駐車帯のようなスペースは、足場材などの資材を仮置きするヤードとしての使用は可能か。	通行規制を実施する際の転回場として利用しているため、使用できません。
34	事業者選定基準	5	第3	2	(2)	維持補修	・「対象橋梁の特性を踏まえ、状態観察や再劣化観測における……」とあるが、この審査項目における状態観察や再劣化観測を行う対象は、要求水準書P10の維持補修の●路面・道路工作物等の保守及び応急措置及び●機械電気設備の保守・点検に含まれるものに限ることで良いでしょうか。それとも、大島大橋のケーブルタンバー損傷など他の区分にかかる事象も想定されていますでしょうか。	橋梁全体を対象としており、特定の部位や事象を対象としているものではありません。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
35	事業者選定基準	6	第3	2	(2)	工事監理	この監理とは施工管理とは異なり工事の進行状況や品質を確認し、設計図書に基づいて適切に実施しているかを確認する行為に関する提案と考えてよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
36	事業者選定基準	7	第3	3	(2)	提案内容の優位性を判断する視点	技術提案内容の実現性について、どのような審査基準(考え方)で判断されるのでしょうか。例えば、これまでに国内で実施例がない提案事項は、どのような手法で評価されるのかご教示下さい。	事業者選定基準P7の「提案内容の優位性を判断する視点」に基づき審査を行います。
37	事業者選定基準	7	第3	3	(2)	提案内容の優位性を判断する視点	優位性を判断する視点として、提案内容の継続性、応用・発展と記載がありますが、現在、使用実績がなく開発途中もしくは本事業の中で新たに開発するような提案は評価されるものなのでしょうか？	提案内容を確認のうえ、事業者選定基準P7の「提案内容の優位性を判断する視点」に基づき審査を行います。
38	様式集	1	第1	2	1)	記載方法等	実績等を記載した場合に、具体的な長大橋名を記載すると企業の特定につながることが考えられます。 そのから提案書記載時には具体的な長大橋名は記載しないとのことで良いでしょうか。	企業名、ロゴの記載を禁止しています。
39	様式集	70	様式6-3			見積内訳書	見積内訳書に示す項目について、代価表、単価表および金額の根拠を提示する必要はありますか。	今回の提出資料としては必要ありませんが、契約時は、事業者が作成した提案金額での契約となるため、様式6-3の算出根拠はできるだけ詳細に算出してください。
40	様式集	70、71	様式6-3			見積内訳書	・維持補修業務費、詳細調査(診断)業務費は、設計変更の対象と理解しています。これらは見積もり上は0(ゼロ)として良いですか。 ・機械電気設備の保守・点検は見積もりを提出するのでしょうか？	■詳細調査(診断)業務費 「詳細調査のサービス対価については、現時点で設定できないため、予算計上しておらず、合理的な範囲内の追加変更を想定しています。要求水準書添付資料3 設計委託成果報告書の直近の点検結果から想定される調査について提案することを妨げるものではありません。」※異常時点検の費用も同様の扱い ■維持補修業務費 提案上限価格には見込額として計上しています。 【簡易作業分の費用】 「路面、道路工作物等の保守および応急措置(税込み100万円未満)は、大島大橋で4件/年、伊王島大橋で3件/年を想定しています。金額等の条件によっては別途発注となります。なお、実施内容等について、要求水準書に提示する内容以外の提案を妨げるものではありません。」 【機械電気設備】 「要求水準書添付資料⑧ 電気・機械設備関係書類追加資料」参照。 点検者が「事業者」と記載している施設点検について、費用を計上しております。
41	基本協定書(案)	2	第4条		(6)	事業者の設立	11/21の質問回答で会計監査人の設置は事業者の任意として構わないとの回答となっています。同日に修正版は公表されていませんが、今後、修正されるという認識で良いか？	修正版を公表します。
42	事業仮契約書(案)	3	第9条	1		第三者損害	ただし書き以降の解釈について、工事対象物や設備等の原始的瑕疵を原因として第三者に損害を与えた場合、当該損害は「県の責めに帰すべき事由」という理解で良いでしょうか？(以下、同様の規定について同じ。)	募集要項 別紙2 リスク分担表(案)の8番目にも記載のように、工事対象物や設備等の原始的瑕疵を原因とした第三者への損害は県がリスクを負うことになります。
43	事業仮契約書(案)	8	第25条	1		詳細調査(診断)業務	詳細調査業務においては、予算計上がなされていないため、県の承諾後に実施される項目と考えますが、第25条1項において自己の費用と責任において業務を行うことなっていますが、矛盾していませんか。	本事業はサービス購入型事業であり、発生する費用はすべてサービス対価として県から事業者へ支払われますが、当該支払があるまでに負担しなければならない費用は事業者負担であるという趣旨です。
44	事業仮契約書(案)	13	第40条	2		破壊検査の費用	破壊検査の結果、問題が無ければ当該費用及び損害は県負担ということで良いでしょうか？	事業者負担です。
45	事業仮契約書(案)	14	第42条	1		工事竣工日	建設業法上の引渡日と工事竣工日は同義でしょうか。仮に異なるようであれば、どの時点を以て工事対象物を引渡したことになりますか？	県が工事対象物の引き渡しを受けるのは、事業期間終了後の令和12年度となります。
46	事業仮契約書(案)	14	第42条	1		工事竣工日	どのような条件を充足させたら、工事竣工日に竣工したと認められますか？(例、第40条に定める事業者による完了確認が完了したとき。)	従来発注の工事における流れ(契約⇒施工⇒完成検査⇒引渡し)とは異なり、工事の完成検査としては、事業期間終了時の1回となります。※要求水準書P41

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
47	事業仮契約書(案)	14	第42条			(危険負担)	竣工日が引渡日と同義であった場合の竣工日以降、或いは建設法上の引渡しの条件を充足させた日以降の工事対象物の危険の負担は県側という認識で良いでしょうか？	危険負担(契約当事者どうしの責任ではない原因(天災など)で工事目的物が滅失・損傷した場合など)は、事業仮契約書(案)に定める不可抗力の扱いによって処理することとなります。
48	事業仮契約書(案)	14	第42条	2		工事竣工日の遅延損害金	事業者の責めに帰すべき事由により工事竣工予定日より遅れた場合の約定遅延損害金等の賠償金に上限を設定することを検討してもらえないでしょうか？	上限額の設定はありません。なお、遅延利息については、事業仮契約書(案)第81条のとおりです。
49	事業仮契約書(案)	15	第47条	3		事業者による修繕工事業務の変更	本項の規定は、令和8年1月23日(金)受付〆切の『提案書等』に記載した修繕工事業務の変更に限定したものと理解して良いでしょうか？	ご認識のとおりです。
50	事業仮契約書(案)	16	第49条	5		契約不適合責任	事業期間の終了日から2年以内となっていますが、業務期間が約5年と長く、各々の業務が完了してから最長6年ぐらいになります。各年度毎に引き渡しをしてから2年にして頂けないでしょうか？	現行の記載のとおりとします。
51								
52								
53								
54	事業仮契約書(案)	別紙2-1	保証書			契約不適合責任	なぜ、保証書の対象は工事企業だけがなのでしょうか。 連帯保証は、SPC(主債務者)にまず請求なくとも、連帯保証人に直接請求できる保証形態です。よって、工事に不適合が生じた場合、県は連帯保証人(工事企業)へ直接請求できますが、調査設計が原因があった場合でも工事企業だけが請求される可能性があります。また、SPCの存続は第2期事業を踏まえれば、第1期事業期間の5年間となります。事業終了後2年間の保証期間があるとのことは承知していますが、その時点でSPCは存在せず、連帯保証人(工事企業)にしか請求出来なくなります。	県が最終的に引き取るのは工事完了後の施設であり、保証書としては工事企業を対象としております。 保証書の対象企業について、追加・変更の必要があれば、優先交渉権者決定後、県と事業者の協議により決定します。
55	事業仮契約書(案)	別紙3-1	別紙3	1		組立保険又は土木工事保険	組立保険又は土木工事保険は、個々の修繕工事ごとに付保すればよいという理解でよろしいでしょうか。	事業者の裁量によって判断してください。
56	事業仮契約書(案)	別紙3-1	別紙3	1		第三者賠償責任保険	第三者賠償責任保険は、個々の修繕工事ごとに付保すればよいという理解でよろしいでしょうか。	事業者の裁量によって判断してください。
57	事業仮契約書(案)	別紙3-1	別紙3			事業者が付保する保険	現時点で対象橋梁は県道として「道路賠償責任保険」に加入していますでしょうか？	加入しております。
58	事業仮契約書(案)	別紙4-1	別紙4	1		部分払いにおける支払限度額	部分払いにおける支払限度額は、物価変動にもとづくサービス対価の改定が反映されるという理解でよろしいでしょうか。	部分払いの上限は、県の財務条件(年度当たりの債務負担設定額)によって決まっているため、あくまでその範囲内で部分払いとなります。よって、基本的にはスライドが発生した場合の増額(減額)は最終年度に精算となります。
59	事業仮契約書(案)	別紙4-1	別紙4	1		修繕工事業務費の積算根拠	現時点で設計実施、未実施に係わらず補修設計業務完了後に工事費用を確定させることでよろしいでしょうか。	■性能発注・プロポーザルの考え方について 県が業務・工事ごとの仕様や各種歩掛等を設定して行う入札とは異なり、点検・設計・施工等の複数業務を性能規定でプロポーザル発注する事業であるため、安全対策費や、足場などの仮設費に関して実費精算を行うことはありません。上限価格の範囲内で、品質・コストのバランスが取れた内容を事業者側で提案することとなります。 ■契約変更の扱いについて 費用の増減については、数量の変更は契約変更の対象となります。提案内容の変更は原則、認められません。しかし、契約後、新たな損傷等が発見された場合で、提案の工法等では要求水準を満たすことが不可能となった場合は、提案の変更も含めて契約変更の対象とする場合もあります。
60	事業仮契約書(案)	別紙4-2	別紙4	2		サービス対価A	サービス対価Aは事業期間にわたって平準化とありますが、業務期間が2ヶ月である令和8年第2四半期についても、他の期間と同額(事業期間総額の19分の1)とするのでしょうか。あるいは令和8年第2四半期は事業期間総額の56分の2、その他の四半期は56分の3とするのでしょうか。	期間に応じて配分することとなります。よって、最初の四半期は56分の2となることを契約書に明記します。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
61	事業仮契約書(案)	別紙4-3	別紙4	3		前払い保証について	西日本建設業保証に問い合わせを行っているが、保証適用できるか現時点では不透明との返答をいただいております。前払い金の対応について、事業者はどのような対応を取ればよろしいか	県とSPCとの契約に基づく保証契約を想定しております。
62	事業仮契約書(案)	別紙5-5	別紙5	5	(1)	モニタリング手順書 サービス対価の支払いの減額	レベルB「業務報告の不備」「連絡の不備」について、どの程度の遅延・繰り返しで該当するか、貴県として想定されている目安(何日の遅延、年何回等)があれば御教示ください。	不適合事象の内容や、その与える影響によっても変わるため、回数・頻度を尺度として定義できるものではありません。
63	事業仮契約書(案)	別紙5-5	別紙5	5	(1)	モニタリング手順書 サービス対価の支払いの減額	健全性判定「Ⅲ」と減額の関係 定期点検で部材が健全性判定「Ⅲ」になった場合、直ちにレベルA(重大な事象)として減額対象となりますか？それとも、貴県と協議の上で補修計画を策定し、その計画に従って補修を実施すれば、「正当な理由なく放置」には該当せず、減額対象とならないという理解でよろしいでしょうか？	定期点検でⅢになった場合ではなく、必要な対策を実施しないことでⅢとなった場合は減額対象となりうる場合があります。※要求水準書P14
64	事業仮契約書(案)	別紙5-5	別紙5	5	(2)	モニタリング手順書 サービス対価の支払いの減額	減額ポイントが継続的に累積した場合、サービス対価の減額に加えて、第62条に基づく契約解除の事由となる可能性はございますか？	累積の結果、第62条に基づく契約解除の事由と見なされれば、契約解除となります。
65	募集要項等に関する質問・意見に対する回答					質問No. 2 他への回答	『現時点で設置できないため、予算計上しておらず、合理的な範囲内での追加変更を想定しています。なお、追加提案することを妨げるものではありません。』とのご回答ですが、令和8年1月23日期限で提出する提案書で提案した場合でも、合理的な範囲内の追加変更が可能という趣旨のご回答でしょうか？	■性能発注・プロポーザルの考え方について 県が業務・工事ごとの仕様や各種歩掛等を設定して行う入札とは異なり、点検・設計・施工等の複数業務を性能規定でプロポーザル発注する事業であるため、安全対策費や、足場などの仮設費に関して実費精算を行うことはありません。上限価格の範囲内で、品質・コストのバランスが取れた内容を事業者側で提案することになります。 ■契約変更の扱いについて 費用の増減については、数量の変更は契約変更の対象となりますか、提案内容の変更は原則、認められません。しかし、契約後、新たな損傷等が発見された場合で、提案の工法等では要求水準を満たすことが不可能となった場合は、提案の変更も含めて契約変更の対象とする場合もあります。
66	募集要項等に関する質問・意見に対する回答					質問No.96への回答	企業を特定する記載は認められないとありますが、例えば様式4-5では、企業の特性、実績や地域精通度を踏まえた提案が求められています。実績等はどの程度まで記載可能でしょうか？	地域精通度をPRする際の記載表現は任意で構いませんが、企業名、ロゴは記載しないでください。
67	募集要項等に関する質問・意見に対する回答					質問No.110及び1112への回答	違約金の算定基準は事業期間全体の金額、契約保証金の算定基準は各年度の金額となっており、乖離が生じています。いずれも各年度の金額を基準として頂けないでしょうか。	No.110(違約金)は、県とSPCとの契約に基づくものとなるため、対価の全額を基準と設定しています。No.112(契約保証金)はSPCと各業務企業との契約に基づくものとなるため、各年度の対価としています。
68	その他						優先交渉権者選定後に欠格した場合は、次点者と交渉するのか？	ご認識のとおりです。
69	その他						提案上限価格は、要求水準を満たす内容を県で検討し積み上げているとの理解でよいか。	ご認識のとおりです。
70	その他						本事業の実績はテクリスとコリンズいずれでも登録できるのか？	コリンズへの登録は可能ですが、テクリスへの登録はできません。
71	その他						コスト検証をしながら、次期事業に向けた検討も行っている。次の実績を狙った常識的ではない低価格の提案を受けないようにしていただきたい。	ご意見として承ります。
72	その他						すべての参加者が提案価格に見込む費用項目は同じであるように、調整いただきたい。	ご意見として承ります。
73	その他					点検方法	長崎県様式の点検結果においては、直近の点検方法がわかりません。この点について資料を開示してください。	長崎県の橋梁点検マニュアルにより点検を実施しております。大島大橋と伊王島大橋の点検結果は要求水準書添付資料③のとおりです。その他5橋の点検結果については別途資料を提供いたします。
74	その他					補修工事	大島大橋の側径間部の塗装塗り替え、下部工と思われるひび割れ注入、断面修復は、直近の点検ではⅢ判定にまで至っていない変状への対応です。本事業に加えようと思定した考えをお聞かせください。	Ⅲ判定となる前に予防保全として実施するものとなります。
75	その他					学との連携	事業の中で、長崎大学へ研究を委託することは問題ないでしょうか？	提案を妨げるものではありません。 提案の審査については、事業者選定基準P7の「提案内容の優位性を判断する視点」に基づき審査を行います。
76	その他						優先交渉権者に選定された後、契約交渉は行えるか？	優先交渉権者選定後、基本協定を締結したうえで契約協議を実施し、仮契約締結を行う予定です。